

EPO 拡大審判部，コンピュータ・プログラムの特許適格性についての  
質問に対する意見を公表

2010 年 5 月 17 日

JETRO デュッセルドルフセンター

欧州特許庁（EPO）の拡大審判部は，5 月 12 日，ブリムローEPO 長官から付託されたコンピュータ・プログラムの特許適格性についての質問に対する意見（G3/08）を公表した。

ブリムロー長官は，審判部による多様な審決により，欧州特許条約（EPC）におけるコンピュータ・プログラムに係る発明の特許適格性について不明瞭性が発生しているとして，2008 年 10 月 22 日に拡大審判部に 4 つの質問を付託していた。しかし，これらの全ての質問について，拡大審判部は，「欧州特許庁長官は，2 の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は，拡大審判部にその問題を付託することができる。」とする EPC 第 112 条(1)(b)の規定を満たしておらず適格でない(inadmissible)と結論付けた。

今回のブリムロー長官の付託は，過去の複数の審決の間に「相違（divergence）」が存在しているとしてなされたものであった。これに対し，拡大審判部は，EPC 第 112 条(1)(b)で規定される「異なる決定」という用語を解釈する際には，ケース・ローの発展を考慮すべきとし，その結果，過去の審決の間には差異(difference)は見られるものの，それは「相違」とは言えず，長官が拡大審判部に対する付託の根拠にはならないとした。

今回の付託の背景には，英国控訴院における 2006 年 10 月 27 日の Aerotel/Macrosan 判決と 2008 年 10 月 8 日の Symbian 判決があったとされている。特に，Aerotel/Macrosan 判決は EPO の過去の審決における判断が互いに矛盾することを指摘した上で，必ずしも EPO のケースにとらわれないとの判断を示しており，それ以来，英国知的財産庁（UKIPO）はコンピュータ・プログラムの特許適格性について EPO と異なる運用を行ってきた。このような状況から拡大審判部の判断が注目されていたが，拡大審判部はそもそも EPO の過去の審決における矛盾を認めなかった。拡大審判部の意見公表後の各種報道や有識者のコメントによれば，拡大審判部の回答は過去の EPO の審決を確認したものであって，依然として両庁の運用調和の問題は解決されていないとの見方が有力である。

付託された質問と，それらに対する拡大審判部の意見の概要は以下のとおり。

<拡大審判部へ付託された質問>

1. コンピュータ・プログラムとして明示的にクレームされている場合，コンピュータ・プログラムはコンピュータ・プログラム自体という理由のみで拒絶されるのか。

2 (A) コンピュータ又はコンピュータ読取り可能な記録媒体の使用に明示的に言及することにより、コンピュータ・プログラムの範囲内のクレームは、EPC52 条(2)(C)及び(3)による拒絶を避けることができるのか。

2 (B) 質問 2 (A) の回答が否の場合、拒絶を避けるために、コンピュータ・プログラムを実行又は保存するためのコンピュータ又は記録媒体の使用に固有の効果を越える、さらなる技術的效果が必要か。

3 (A) クレームの技術的性質に貢献するために、クレームされた特徴は現実における物理的実体への技術的效果を生み出さなければならないか。

3 (B) 質問 3 (A) の回答が正の場合、物理的実体は不特定のコンピュータで十分か。

3 (C) 質問 3 (A) の回答が否の場合、特徴の貢献する効果が、使用される特定のハードウェアと無関係である場合、その特徴はクレームの技術的性質に貢献することができるのか。

4 (A) コンピュータのプログラミング行動は、必然的に技術的考慮を含んでいるのか。

4 (B) 質問 4 (A) の回答が正の場合、プログラミングによる全ての特徴は、クレームの技術的性質に貢献するのか。

4 (C) 質問 4 (A) の回答が否の場合、プログラム実行時にさらなる技術的效果に貢献する場合のみ、プログラミングによる特徴はクレームの技術的性質に貢献することができるのか。

#### <拡大審判部の意見>

1. 1998年7月1日の審決(T1173/97)は、従前の技術的貢献(technical contribution)によって特許適格性を判断するアプローチを否定し、技術的性質(technical character)の有無によって判断すべきと判示したものであるが、同時にクレームの記載については、コンピュータ・プログラムそれ自体であっても担体に記録されたものであっても違いはないとの見解が示されていた。一方、2006年2月23日の審決(T424/03)は、請求項5の主題はコンピュータによる読取り可能な媒体に関するものであるという理由によって技術的特徴を有するとして、請求項5の特許適格性を認めている。拡大審判部は、この点において両審決の差を認めた上で、この差はケース・ローの発展の結果生じたものであり、かつこの点につき、その後T1173/97に従う審決もないことから、拡大審判部へ付託する根拠とする「相違」は存在しないと結論づけた。

2. 1998年7月1日の審決(T1173/97)は、コンピュータ・プログラムが技術的性質を有する場合には特許適格性を有するとの判断を示している。一方で、2004年4月21日の審決(T258/03)では、技術的手段を含むいかなる方法もEPC第52条(2)及び(3)において特許適格性から除外されないとされた。質問は両者が相違するとの前提に立ったものであったが、コンピュータ・プログラムの特許適格性を論じた審決(T1173/97)と方法発明の特許適格性

を論じた審決（T258/03）とを混同した質問の論理構成の欠陥等を指摘した。その上で、クレームにおける「コンピュータ・プログラム」の表現が方法を意味するような審決は過去に見られないことを確認し、相違は存在しないとした。

3. 1989年3月14日の審決（T163/85）と1995年10月26日の審決（T190/94）は、現実における物理的実体への技術的効果が必要であると判示したものの、ここで示された見解が2002年12月11日の審決（T125/01）と審決（T424/03）では採用されなかったとする質問に対し、拡大審判部は、質問において相違しているとされる問題の特定が不十分である点、および相違の存在に対する認識自体の誤りを指摘し、相違の存在を否定した。

4. コンピュータ・プログラミング行動がプログラマーの精神的活動であるという理由によってEPC第52条(2)(c)の特許適格性の除外対象になるかどうかにつき過去の複数の審決の間に相違があるとする質問に対し、拡大審判部は、これらの審決の立場に矛盾はなく、当該質問は審決間に相違があるとする要件を満たさないとした。

<参考>（仮訳：関連する項を抜粋）

EPC第52条 特許することができる発明

(1) 欧州特許は、産業上利用することができ、新規であり、かつ、進歩性を有するすべての技術分野におけるあらゆる発明に対して付与される。

(2) 次のものは、特に、(1)にいう発明とはみなされない。

(c) 精神的な行為、遊戯又は事業活動の遂行に関する計画、法則又は方法、並びにコンピュータ・プログラム

(3) (2)の規定は、欧州特許出願又は欧州特許が同項に規定する対象又は行為それ自体に関する範囲内においてのみ、当該対象又は行為の特許性を排除する。

EPC第112条 拡大審判部の審決又は意見

(1) 法律の統一的適用を確保するために又は重要な法律問題が生じた場合は、

(b) 欧州特許庁長官は、2の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は、拡大審判部にその問題を付託することができる。

— 拡大審判部の意見（G3/08）は、以下参照 —

<http://www.epo.org/topics/news/2010/20100512.html>

— 拡大審判部へ付託された質問と、Symbian判決の解釈を付加したUKIPOのコンピュータ・プログラムの特許適格性に関する運用については、欧州知的財産ニュース2008年11～12月号（Vol.29）参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_029.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_029.pdf)

— Aerotel/Macrosan判決については、欧州知的財産ニュース2006年11～12月号（Vol.16）参照 —

[http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news\\_016.pdf](http://www.jetro.go.jp/world/europe/ip/archive/pdf/news_016.pdf)

— 欧州におけるコンピュータ・プログラムの特許適格性に関するこれまでの動向については「コンピュータ・ソフトウェア関連およびビジネス分野等における保護の在り方に関する調査研究報告書」の第 167～260 頁参照（特許庁ホームページ） —

[http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken\\_kouhyou.htm](http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken_kouhyou.htm)

(以上)